

## 大学評価と大学図書館

土屋俊(大学改革支援・学位授与機構)

日本の大学図書館の現状を分析、理解し、その将来の姿を考えるためには、大学図書館が置かれている日本の高等教育という環境について十分な理解をすることが必要である。また、学術コミュニケーションのオンライン化とその帰結は否定できないものである。この二つ、つまり高等教育と学術研究という2つの軸から考えることが大学図書館の理解と展望について不可欠である。この講義では、大学に対する評価事業の背景と現状という観点から大学評価、すなわち高等教育の質保証の仕組みを概観し、とくに大学図書館がどのようにかかわるのかについて論じる。

### 大学をなぜ「評価」するのか

#### 世界の中で現代日本の大学に問われる質

1. ここ 20 年、大学(短大、大学院含む)在学者数はほぼ変化なし(約 300 万人)で、実際、私学倒産もほとんどない。2016 年大学+短大の現役志願率 61.3%に対して現役進学率 55.0%、大学(学部)・短大・専門学校進学率(中等教育修了直後の)は 79.8% (以上、平成 29 年度文部科学省公表値)。また、4 年制大学の志願者合格者約 62 万人うち AO 入試を含む特別選抜約 26 万人(以上、平成 27 年度文部科学省公表値)⇒ たくさんの人が行くたくさんの大学における学習(学生の経験)の質を保証することが必要となってきた ⇒ **大学機関別認証評価**
2. 労働市場の国際化、社会の知識化を前提として、(大学教育は高度に知的な労働者を生み出すので)大学教育市場が「グローバル化」しつつあると考えられている(「大学の国際化」)。現実に先進国の大学生の 10%から 20%は「留学生」(日本は、例外で、300 万人の学生のうち十万人強にとどまる)となっている。このように、学生の流動性が高まり、かつそれを推進するためには、「単位」の質の保証が必要⇒職業資格としての大学卒業の意義づけ。また、学術研究の普遍性を考慮すれば、よりよい研究環境を求めて研究者・教員は移動する(はず)と考えられる。
3. 公的資金が利用されている(国立大学法人運営費交付金・私学助成) ⇒ とくに国立大学について**配分の正当化とその検証のための評価の必要性** ⇒ **国立大学法人評価**
4. 経済規模としては、公的財政と私的な家計をあわせて、[(国立大学運営費交付金+国立大学授業料)+(私立大学授業料+私立大学経常費・施設設備費補助)+(公立大学授業料+自治体補助)+研究助成]が高等教育機関にはいつている(4 兆円程度) ⇒ これに見合う結果 (ROI?) を確認する必要がある ⇒ **日本の高等教育政策の検証**
5. 18 歳人口の 60%が 4 年制大学に進学、その他の教育機関(専門学校、省庁立大学校等)を含めると 8 割近くが中等教育終了後も就学 ⇒ 高等教育の変質? higher education? Postsecondary education? Tertiary education? ⇒ **国の資格枠組み(National Qualifications Framework)**
6. そもそも、プログラム別は、元来は職能別。したがって、職能団体がそのその職能の教育・訓練施設の充実に責任をもつことが実質的であり、自然。しかし、日本では、国の「資格」は各省庁が管理し、民間資格は実質野放となっている。他方、学校(を修了したという資格、高等教育では「学位」)は、文部(科学)省が管理する。重なるのは教育職員資格(ほか、図書館司書等わずか)。結果として、学校と

資格とは、「国家試験の受験資格」として整理されている(公務員の場合には、受験資格を一定以上は限定できない。)したがって、文部科学省の認証評価は学校別、つまり「機関別」とならざるを得ず、唯一、「専門職大学院」が職能と学校とが接続できるので、専門職大学院認証評価が可能。しかし、その修了資格を受験資格とした法科大学院制度は現状のとおり。⇒ **現状と課題**

7. 同様に、大学修了後のいわゆる就職率は、5、6割程度(ただし、就職率の定義と算出は、けっこう面倒)なので、外部的な経済環境もあるが、就業準備機関(大学の「工場モデル」“factory model”)と学術機関(“ivory tower”)の両方であることの意義の再確認の必要性 ⇒ そもそも、学士課程修了者がどのような知識・能力の持ち主であることを大学は保証できるのか ⇒ **大学機関別認証評価**
8. 高等教育サービスに需要をもつ「学生」が消費者として購買するという理解モデル(学生消費者主義“student consumerism”)の浸透(「全入化」によって買い手市場となる) ⇒ **各供給者(higher education provider)について、それぞれの高等教育というサービス商品の質を知りたいという当然の要求、ないし消費者保護 ⇒ 大学機関別認証評価**
9. 大学で行なわれる研究活動に本来国境はないが、資金はほとんどすべて公的資金であるので、(学術研究成果がそのまま直接的に社会に還元されうべきか、され得るかという議論は別にして)すくなくとも一定の還元を求める圧力は存在するので、研究の学術的価値だけでなく、社会的、経済的影響についても把握する必要がある ⇒ **国立大学法人評価**
10. 「大学教員は研究者でなければならない」ということの社会的承認の自明性の喪失、すなわち、大学では研究と教育が行なわれるといういわゆる「フンボルト理念」の自明性の喪失 ⇒ **教員の教育能力の保証への要求(もともと、**ファカルティ・デベロプメント**推進の背景にある考え方ではあるが、同時に、専任教員が19万人いることも重要)**
11. そもそも大学は存続のために規模を拡大する(授業料は前払い払い戻しなし、原則ディスカウントはない)。巨大な組織は官僚化する(とりわけ、大学は公平性、客観性を重視して入学者選抜、成績評価、卒業判定を行なう建前なので、規則の山ができる)。しかし、官僚化した組織は自己保存を目的として、規則と前例を盾にとって自ら変革しない ⇒ **外部からの監視が必要 ⇒ 自己点検・評価⇒外部評価⇒第三者評価**

**さらに、諸外国のさまざまな動向と国際連携の機運：**

- アメリカにおける高等教育費の高騰問題と MOOC 勃興、accreditation 団体、営利大学等の適格認定と連邦政府の干渉(「単位」の法令化と“competency-based rating”(Obama)) ⇒ 在学生への連邦奨学金給付条件充足を判定する地域別適格認定団体の現状への批判
- イギリスにおける高等教育の見直し(サッチャー改革(post-1992 大学群と Quality Assurance Agency)、さらに最近、Department of Industry, Innovation and Skills (BIS) が管掌)、留学生と移民政策、海外進出(ブランチ・キャンパス) ⇒ “Students at the heart of the system”、助成枠組みの変更(給付から貸与へ変更し、大幅な授業料値上げ⇒新しい評価制度への提案(2015年) ⇒ (2020年までの間に)HEFCE 廃止=Office of Students(OfS)へ、教育評価は OfS による Teaching Excellence Framework(TEF)。

- フランスにおける大学法人化(サルコジ政権) ⇒ オランダ政権での揺り戻し。AERES から HCERES(へ)。
- ドイツにおける「授業料」の導入とその撤廃
- ヨーロッパにおけるボローニャ・プロセス(Bologna Process) ⇒(10年経過して)学位の共通化・質保証 ⇒ European Higher Education Area (EHEA)の創設(2010から。メンバー49カ国)。さらにコペンハーゲン・プロセス(VET-LLL、Tuning プロジェクト等、(ヨーロッパ的)複線型中等・高等教育体制における「資格」の調整。ESGの改訂(2015)。学生参加。
- オーストラリア、日中韓による CAMPUS Asia 等々。SEAMEO-RIHEDによる AIMS 等。日本の留学生政策の変容。さらに、この傾向は、国際的な大学ランキングの勃興(2005年以降。ここで不思議と bibliometrics などが登場)。
- ASEANの地域統合が2015年。各局面での共通化のなかで高等教育振興が行なわれている。高等教育も同様。同時に中国との関係。

#### 要するに、大学評価は以下の必要性の認識の結果求められている

1. 大学における学生の経験の質と大学教育が生み出す人材の質の保証
2. 資源配分の客観的根拠の確立と検証
3. (以上を含めて、)一般的な社会的な説明責任の履行
4. 各大学の経営の基礎となり、改善、発展の前提となる客観的認識と客観的評価
5. 日本の高等教育の「国際的通用性」の確保

### 現代の日本における大学評価の現在に至る背景

#### 第二次世界大戦後の大学改革

1. 進駐軍(GHQ)民間情報教育局(CIE)教育課による教育民主化政策の一環としての大学改革(1946年から47年) ⇒ アメリカにおける accreditation 機関による「適格認定」方式の導入を構想
2. あわせて、「大学基準」と大学基準協会(1947) ⇒ 国立、公立、私立に対して同一の基準によって大学としての認定を与える仕組みへの模索(旧制大学の特権の剥奪?)
3. この過程で、CIE、文部省、教育刷新委員会、米国教育使節団、日本側大学関係者(旧帝大側、それ以外)などの相互関係が複雑に関係していた。

#### 「大学設置基準」の施行と相互評価の形骸化ないし消滅、そして、新設大学増から設置審査至上主義

1. 1956年文部省令「大学設置基準」施行によって、文部省が設置する大学設置審議会による厳格な事前審査による設置認可制度が開始
2. 戦後の方向性であったはずの大学の相互評価による自律的な質保証という考え方がなくなり(?)、文部省(およびその審議会を使った)による設置審査が大学政策の中心となった。⇒ 文部省による国立大学の設置政策(筑波大学、「技術科学」大学、新構想教育大学、2大学院大学等)、定員管理(たとえば、1980年代国立大学における臨時増員募集)、および「入試改革」(大学共通第一次学力試験(1979-1989)、大学入試センター試験(1990-、選抜方法の多様化)
3. 大学紛争(1968年)

4. 今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について(答申) (中央教育審議会第22回答申(昭和46年6月11日、諮問は昭和42年)第3章の第2

7 高等教育機関の規模と管理運営体制の合理化

(略)

高等教育機関の管理運営については、その内部組織の割拠を避けるとともに、学の内外におけるさまざまな影響力によって、その教育・研究の一体的・効率的な活動が妨げられることなく、自主的・自律的に運営できる体制を確立すべきである。そのためには、教務・財務・人事・学生指導などの全学的な重要事項については、学長・副学長を中心とする中枢的な管理機関による計画・調整・評価の機能を重視するように改善を加える必要がある。また、そのための適当な機関に学外の有識者を加えたり、適当な領域の問題について学生の声を聞いたりして、管理運営を積極的に改善する契機とすることもくふうすべきである。

5. 1970年度から私学助成、1975年私学振興助成法制定 ⇒ 国による私立大学への関与の強化
6. 高等教育学生数の増加(入学者数1960年に約20万人 ⇒ 1980年に約60万人 ⇒ 2000年に約74万人。ピークは、1990年代前半で約80万人)
7. 1970年代から80年代において、大学進学者の増加による「大学の大衆化」「レジャーランド化」
8. 底流として、さまざまな資格制度とのせめぎあい(戦前以来、教職の課程認定だけが例外)

自己点検・評価と外部評価(臨教審⇒大学審議会)

1. 臨時教育審議会の設置(1984) ⇒ 文部省外からの改革圧力(「センター試験」、「大学設置基準大綱化」(実現)「法人化」(非実現)などさまざまな提案、それを受けたさまざまな議論
2. 臨教審第二次答申(昭和61年4月23日)(抜粋)における評価制度の導入提言

(前略)

(6)大学の評価と大学情報の公開

(ア)大学は自己の教育、研究および社会的寄与について検証する。

(イ)大学の教育、研究等の状況について国の内外に情報を公開する。

(後略)

3. 大学審議会は、「日本の高等教育の基本的な在り方を審議することを主たる目的」とする。
4. 大学設置基準大綱化(学校教育法、関係政令、省令改正によって1991年実施) ⇒ 従来詳細に定められていた教育課程(たとえば、教養課程における単位の配分)などの基準の詳細の部分が削除され、基準の要件が緩和された一方で、教育研究の質の保証を大学自身に求めるという方針の下、大学による自己点検・評価が努力義務となる。
5. 大学審議会答申(1998年10月)において「大学に対する外部の第三者による評価の義務づけ」がなされる。ただし、「外部の第三者」としては、大学側が選考、任命していたという実態 ⇒ 「開かれた大学」、具体的にはステークホルダーの関与への方向性 ⇒ 大学評価・学位授与機構の設置(2000年4月、国立学校設置法による)

(教育の)質保証のための第三者評価(「認証評価機関による評価」=「認証評価」の開始)

1. 学校教育法の改正(2002年) ⇒ 全大学が、国から認証された第三者評価機関(認証評価機関)による機関別の評価を受けることが義務化(資料参照)
2. 中央教育審議会答申(2002年8月)『大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について』 ⇒ 学校教育法の改正(2004年4月施行)。目的は2つ:

- i. 評価結果が公表されることにより、大学等が社会による評価を受ける
  - ii. 評価結果を踏まえて大学等が自ら改善を図る
3. 認証評価の開始(2004年) ⇒ 財団法人大学基準協会(2004年度から「加盟判定」「資格判定」から切り替えて)、財団法人日本高等教育評価機構(2004年度から)、大学評価・学位授与機構(2005年度から) 大学評価・学位授与機構の独立行政法人化(2004年4月)。同じ時に、国立大学法人化(2004年4月)

学校教育法(抜粋、下線は土屋)

**第百九条** 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(次項において「教育研究等」という。)の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者(以下「認証評価機関」という。)による評価(以下「認証評価」という。)を受けるものとする。(以下略)

3 専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。(以下略)

4 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準(前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。次条において同じ。)に従つて行うものとする。

**第百十条** 認証評価機関になろうとする者は、文部科学大臣の定めるところにより、申請により、文部科学大臣の認証を受けることができる。(第2項以下略)

## 現代日本における大学評価事業の状況

### 4. 「認証評価」の基本的考え方(2016年度段階)

#### 大学改革支援・学位授与機構の場合

- (1) 大学評価基準に基づく評価
- (2) 教育活動を中心とした評価
- (3) 各大学の個性の伸長に資する評価
- (4) 自己評価に基づく評価
- (5) ピア・レビューを中心とした評価
- (6) 透明性の高い開かれた評価
- (7) 国際通用性のある評価

#### 大学基準協会の場合

- i 大学内に構築される内部質保証システムの有効性に着目した評価
- ii 自己改善機能を重視した評価
- iii 理念・目的・教育目標の達成度を重視した評価
- iv 改善報告書の評価
- v ピア・レビューの重視

5. 「認証評価」は、認証評価機関が定める基準に適合しているかどうかを判定する。認証評価機関が定める基準として、たとえば、大学改革支援・学位授与機構、大学基準協会はそれぞれ現在次のように定め、「大学設置基準」を満たしているかを総合的に判断する。

#### 大学基準協会(2018年度から)

[理念・目的]

[内部質保証]

[教育研究組織]

[教育課程・学習成果]

[学生の受け入れ]

[教員・教員組織]

[学生支援]

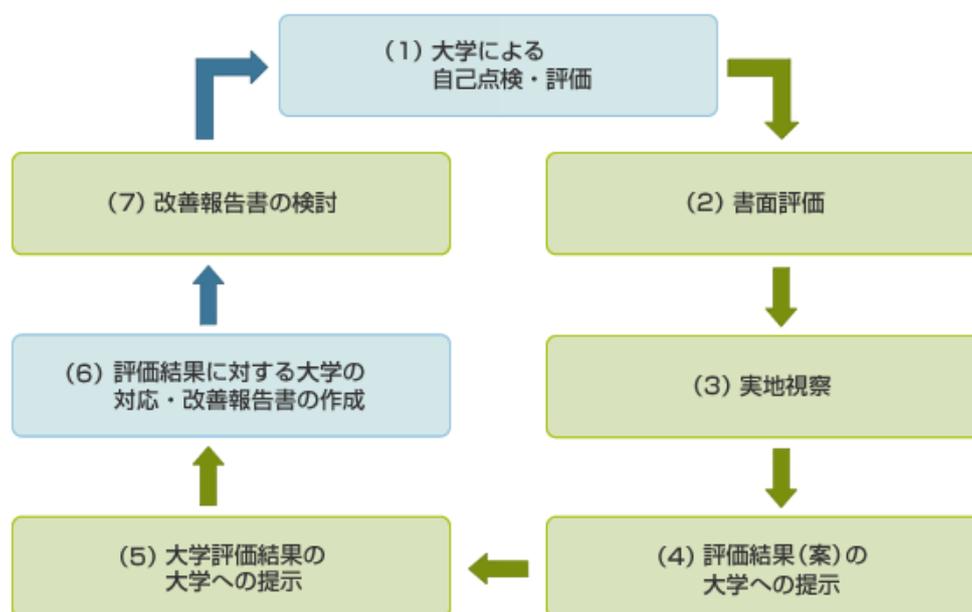
[教育研究等環境]

[社会連携・社会貢献]

## 大学改革支援・学位授与機構(2018年度まで)

- 基準1 大学の目的
- 基準2 教育研究組織
- 基準3 教員及び教育支援者
- 基準4 学生の受入
- 基準5 教育内容及び方法
- 基準6 学習成果
- 基準7 施設・設備及び学生支援
- 基準8 教育の内部質保証システム
- 基準9 財務基盤及び管理運営

6. 実施の手順(たとえば、大学基準協会によるもの)
- i. 自己評価を基礎とする
  - ii. 大学改革支援・学位授与機構では(6)、(7)あたりが不明確
  - iii. 実施視察(訪問調査)を必須としている



## 7. 日本の認証評価制度の特徴

- 「機関別」のみを法制化している(「プログラム評価」に関する規定はない(法制化しているとは限らないが)。専門職大学院はプログラム評価に近い)。これは(アングロ・サクソンを除くと)にはめずらしい。
- 評価を受けないとき、また、評価結果が「悪い」ときに大学がどうなるかは何も決まっていない。おそらく設置認可の取消などの措置が考えられるが、そこに至る手順についての規定はない。
- 複数機関が異なる基準を定めて「競争的に」行なっている。国の高等教育システム総体としての質保証を行なうにせよ、国のシステムに属する高等教育機関としての個々の大学の(ボトムラインの)質保証を行なうにせよ、システムとしての基準の統一がないので国際的にはやや不可解かもしれない。
- 認証評価機関に対する評価制度(たとえば、国際的団体による第三者評価や国内団体相互の評価などの仕組み)が存在していない。

## 8. 平成 27 年度中央教育審議会の審議と省令改正

- 学校教育法施行規則第 165 条の 2 の新設 ⇒ いわゆる「3 つのポリシー策定の義務化」  
大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程(大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻)ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針(大学院にあつては、第三号に掲げるものに限る。)を定めるものとする。
  - 一 卒業の認定に関する方針
  - 二 教育課程の編成及び実施に関する方針
  - 三 入学者の受入れに関する方針

2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たつては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。
- 学校教育法施行規則第 172 条の 2 の改正  
大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。
  - 一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること
- 学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令(いわゆる「細目省令」)の改正  
第一条第二項第一号を次のように改める。
  - 一 大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。
    - イ 教育研究上の基本となる組織に関すること。
    - ロ 教員組織に関すること。
    - ハ 教育課程に関すること。
    - ニ 施設及び設備に関すること。
    - ホ 事務組織に関すること。
    - ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること。
      - ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。
      - チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること。
      - リ 財務に関すること。
      - ヌ イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること。

第一条第二項第二号を次のように改める。

  - 二 前号チに掲げる事項については、重点的に認証評価を行うこととしていること。

第一条第二項第三号を次のように改める。

  - 三 設置計画履行状況等調査(大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則(平成十八年文部科学省令第十二号)第十四条に規定する調査をいう。)の結果を踏まえた大学の教育研究活動等の是正又は改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を把握することとしていること。

9. この結果、平成 27 年度改正に基づく 2018 年以降の大学機関別認証評価においては、「内部質保証システムを重点的に評価し」「3 つのポリシーを、学位授与の方針・卒業認定の方針と教育課程の編成・実施方

針との一体性、整合性を中心に、入学者の受け入れ方針とともに評価」することが義務づけられている。

### 運営費交付金配分の検証と改善のための国立大学法人評価

1. 国立大学法人化 ⇒ 国立大学法人評価の必要性
  - i. 国立大学法人の中期目標の期間における業務の実績の評価に際しては、教育研究の状況についての評価の実施を機構に要請し、当該評価の結果を尊重すること（国立大学法人法）。
  - ii. 機構は、大学等の教育研究水準の向上に資するために、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果を当該大学等及び設置者に提供し、公表する（機構法）。
2. 評価自体は、文部科学省における国立大学法人評価委員会が行ない、大学改革支援・学位授与機構は「大学等の教育研究活動等の状況」の評価結果を提供する。同機構における評価は、「研究業績水準判定、学部・研究科等の現況分析及び中期目標の達成状況評価」からなる。
3. 文部科学大臣が示す第 1 期中期目標を達成するための文部科学大臣が認可した中期計画に関する国立大学法人評価は 2011 年度に完了した ⇒ 運営費交付金への反映はあったが、微弱と認識されている。
4. 第 2 期中期目標期間に対する評価は、2016 年度に実施され、2017 年 6 月に公表された。  
「国立大学法人・大学共同利用機関法人の第 2 期中期目標期間の業務の実績に関する評価結果」は、  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/houjin/detail/1386169.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/detail/1386169.htm) に公表。  
また、大学改革支援・学位授与機構が行う教育研究の状況については、平成 28 年度に実施した「国立大学法人等の第 2 期中期目標期間における教育研究の状況の評価結果」を、  
[http://www.niad.ac.jp/n\\_hyouka/kokuritsu/kekka\\_h28/](http://www.niad.ac.jp/n_hyouka/kokuritsu/kekka_h28/) に公表。
5. 第 3 期中期目標期間に対する評価では、中間評価が再導入され 2020 年度に実施される。

### それ以外の「大学」評価

1. 短期大学機関別認証評価、高等専門学校機関別認証評価 ⇒ 大学機関別評価に準じる(学校教育法 109 条に準じる法令義務)
2. 専門職大学院認証評価(法科大学院など) ⇒ 学校教育法 109 条第 3 項の定めでは、「大学が...受ける」となっているが、教育プログラムごとの評価に近い(米国における ABA によるロースクール、ALA による図書館情報学修士(MLIS 等)課程認証、AACSB によるビジネススクールなどのア krediyteshon)
3. 「分野」別評価(理学、工学などの学術分野ごとに教育研究について評価を行なう) ⇒ 大学改革支援・学位授与機構による試行評価(2001、2002 年度)、日本学術会議による「分野の教育課程編成上の参照基準」、国立大学法人評価における「学部研究科等の現況分析」
4. プログラムの適格判定 ⇒ 日本技術者教育認定機構(JABEE)による理学、工学、農学分野の評価、日本医学教育認証評価評議会(Japan Accreditation Council for Medical Education: JACME)、薬学教育評価機構(JABPE)などによる「プログラム」認証 ⇒ ここでは国際的枠組みが大きな影響をもつ(JABEE は、Washington Accord によって日本における唯一の国際的に通用する評価の位置づけ、JACME は、ECFMG (Educational Commission for Foreign Medical Graduates) への対応がきっかけであるなど)
5. 「分野」(機能)別評価(教養教育、社会貢献などの分野について評価を行なう) ⇒ 大学評価・学位授業

機構が行なった試行評価、同じく「選択的評価事項」、2012年度からの「選択的評価」⇒「機能別評価」(2011年度政府予算における「機能別分化」との関係)

6. 国際的な評価団体による大学評価 ⇒ たとえば、JABEE でなく Accreditation Board for Engineering and Technology(アメリカ)、あるいは、ASIIN(ドイツ)がメルボルン大学を評価するなど
7. 研究評価 ⇒ 国立大学法人評価の一部、研究資金配分等
8. メディアやその他の団体による「大学ランキング」
  - i. 国際的なもの: US News & World Report(1983)⇒上海交通大学の ARWU(2003)⇒THE, QS, etc
  - ii. 国内的なもの: 予備校による偏差値ランク; 朝日新聞社、東洋経済、日経などのメディア系

### 教育情報の「公表」 — 臨教審以来のもうひとつの課題

1. 「象牙の塔」という認識から、「開かれた」大学へ
2. 運営費交付金・私学助成に対する社会的説明責任
3. 消費者としての学生に対する商品としての高等教育の機能・性能・品質の保証
4. 学術と雇用における国際的流動性の基礎的情報の提供
5. (多分)以上から、**2011年4月から教育情報の公表の義務化**(資料参照)
6. 「大学ポートレート」の設立、前途は多難だが。

### 最近の話題

1. CBHE(Cross-boarder Higher Education)
2. NQF(National Qualifications Framework)
3. Credit hour based/Competency based(*Academically Adrift*, MOOCs, Obama rating, SNHU, ...)
4. Risk-based 評価の浸透
5. “Integrity” への関心の増大 ⇒ 「ディグリーミル」「ディプロマミル」「アクレディテーションミル」
6. 評価機関の変遷(TEQSA, QAA, CHEA, 日本は逆に安定?)

### 評価における大学図書館

#### 評価対象としての大学図書館

大学の一部としての大学図書館は、それ自身が大学評価において対象となることは少ない。たとえば、大学改革支援・学位授与機構では、「附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。」及び「図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。」という観点を設けて分析しているにとどまる(281)。

1. 教育のための附属施設としての図書館(情報センターとの関係)
  - i. 大学の施設の一部としての位置付け(「国立学校設置法」時代では、「大学には図書館を置く」、現在は大学設置基準による)
  - ii. その他のセンターは教員がいるので、教育組織としてリストされることが多いが、図書館は項目が別建てになっているので、「教育のための附属施設」としては挙げられないことが通例
2. 建物、保存庫としての図書館の印象が残っている(下記設置基準参照) ⇒ 自己評価書にも所蔵数などをただ書いてあることが多い(各図書館「概要」のそのままの引き写し(?) ⇒ 本部から「作文」依頼を投げられたときに何を依頼されたのかを自覚的に検討すべき(館長は事務部に投げてはいけない)

3. 要するに、現在および近未来では教育の本質的要素としての位置づけは、自己評価の中に現われない仕組み。研究においても同様というか、それ以上に価値がなく感じられる(「外国雑誌」)。
4. 一応、大学基準協会による大学図書館基準(昭和二七年六月一七日)があるが、最近改正が昭和五七年五月一八日なことから、そのあと真面目に考えられていないことを推して知るべし。
5. ただし、アメリカの法科大学院認証(accreditation)機関(ABA)は、Law library に対して、管理運営上、予算上の自立性を要求し、実質的に大学図書館システムからを独立させることを要求している(ABA, Accreditation Standards, 602)など。

#### [資料 大学設置基準抜粋]

**第三十六条** 大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。

- 一 学長室、会議室、事務室
- 二 研究室、教室(講義室、演習室、実験・実習室等とする。)
- 三 図書館、医務室、学生自習室、学生控室

**第三十八条** 大学は、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。

- 2 図書館は、前項の資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、前項の資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力に努めるものとする。
- 3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。
- 4 図書館には、大学の教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとする。
- 5 前項の閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとする。

すなわち、体系的な蔵書構築を行い、それを利用者に提供し、さらに「情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努める」とともに、図書館間協力によって資料提供の補完するという基本的な機能が定義されている。この規定は、平成3年(1991年)のいわゆる「設置基準の大綱化」の時期、すなわち、1980年代における臨時教育審議会における議論を受けつつ、毎年の大学入学者の数が50万人を越えはじめた時代に対応する体制を整えつつあった頃に明文化されたものであり、これ以前の設置基準では、図書館必置の規定以外には、閲覧座席の数と学部ごとの図書の冊数及び学術雑誌の種類数が定められているのみであったので、図書館に関しては「大綱化」の全体方針と乖離してむしろかなりの詳細化(とくに、第2項及び第4項)が追加されたと考えられる。

しかし、この規定が2017年段階でも現行であるということは、本章で以上に大学を取り巻く環境とその中における大学図書館の役割の変化がまったく反映されていないということを意味していると考えざるを得ない。とくに、上記の第38条第4項の文言は、1965年(つまり、1991年から遡ること四半世紀)の大学設置基準等研究協議会から文部大臣への答申(年度としては昭和39年度となる)のなかにある「大学図書館は、その機能をじゅうぶん発揮し、大学の教育研究活動を促進できるよう、学生数、教員数、蔵書冊数等に応じて適切な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室及び書庫等を備えるものとする」とほとんど変わっていない。つまり、1960年代の大学図書館の理念(注理念)が、かつ、大学と大学図書館を取り巻く環境がこれまでに大きく変貌した半世紀後の21世紀の現代においてもすくなくとも形式的には生き続けているという驚くべき状況にあると言わざるを得ない。

また、第1項の規定は、資料を「備える」ことを大学に対して求めるものであるが、電子的な形態の学術情報がオンラインで提供されるようになるということは、所蔵だけでなく、あるいはそれ以上に許諾契約を通じて、「備える」というよりもむしろ「可用」な状態しておくという観点から規定すべきであるように思われるし、また、「系統的」な収集を求めることはかえって利用されない資料も系統性、体系性の観点から収集し、不要な支出を強いるのものであるとも考えられる。さらに、第2項の「情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努める」ことは、1990年代初頭の大綱化以降におけるいわゆる情報処理施設との連携、統合の一連の動向を踏まえるならば、軽率に論じることは不可能であり、加えて、「学術情報の提供」が当時想定されていた図書目録、メタデータの提供を越えて、すべての情報がオンライン提供可能になっている現在でもその意味を明確に理解する必要があるであろう。また、第4項に先立つ、第3項の「専任の職員を置くものとする」という要請は、それを文字通りに解釈したときには、派遣会社からの派遣職員、外部委託による運営などの一般化によって形骸化していることも明白であろう。

このような状況において明白なことは、現在の設置基準第38条が定めるように施設、設備及びその管理体制によって定義するよりも、むしろ、大学において果たすべき機能に則して規定するほうが適切であるということである。たとえば、概略的には、大学図書館は「大学における学習、教育、研究のために、学術的資料の円滑かつ効果的な利用便宜を提供する」機能をもつものとして規定することが考えられる。また、このように機能に則して定義するならば、第36条における扱い方、すなわち、それを「医務室、学生自習室、学生控室」と並べて必置する規定の仕方は(医務室については微妙であるが)にも影響を与えると考えられる。さらに、国公私立大学図書館協力委員会でも指摘したように第3項の「専任の職員」という文言については、もはや解釈で凌ぐのは不可能な状況になっているであろう。あるいは、第5項のように比較的当然と解される内容についても、「学生の学習及び教員の教育研究」のために、学生や教員が閲覧室で図書館資料を閲覧するという実践自体失われていることを、ほとんどの図書館における来館利用者に対するアンケートは証明している。

## 大学図書館と「単位の実質化」「学習成果」「学習支援」

1. 戦後の教育改革におけるアメリカ式「単位」(credit hour)制度の導入 ⇒ 講義1単位は45時間の学修を要する内容で、授業するのは15時間。したがって、30時間分の自習が必要なはず。戦争直後においては、自習のための施設などが私立大学を中心に不十分であったので、弾力的に運用。かつては、「大学図書館基準」(大学基準協会、1952年。最終改訂、1982年)があったが、そこでも量的な基準は示されていない。設置基準では、大綱化のあと量的基準がなくなっている。しかし、今後は1単位45時間は国際的な観点からも維持されるので、その「実質化」がひとつの焦点。
2. 大学図書館としては、近年における教育支援、学習支援機能へのシフトを重要視すべき(「ラーニング・コモンズ」等) ⇒ とくに、「教育」から「学習」への用語の変化に注目すべき。すなわち、教員の教育を支援するのではなく、学生の学習を支援する機能として(授業だって、「学習支援」機能(?))。しかしこの点を正当に評価させるのは困難であるかもしれない。
3. 電子的資源による学習支援の重要性(Learning management system(LMS)) しかし、認証評価的にはあまり目立たない。
4. 学習成果(Learning outcomes)へのシフト: 「課程」修了から単位認定という形式の社会的な通用性の問題(一見、「単位実質化」論と不整合だが)。 ⇒ 就業準備としての高等教育という観点からは社会的要請は明確。(the specification of what a student should learn as the result of a period of specified and supported study.) つまり、授業の質でなく学生の学習の成果に重点が置かれている。他方で、学習成果をあまりまじめに考

えすぎると、いまや人口の8割を占める大学修了者の質の保証を求められる(無理!)なので、むしろ、学習時間などによる高等教育機関としての学習機会提供義務履行を担保とする方向もある(米国連邦教育省、日本の文部科学省諸審議会等) ⇒ 平成27年度の

5. ただし、図書館の貢献が求められている分野であるが、自己評価にどのように寄与できるかは不明 ⇒ 理論構築が必要

### 大学図書館に関する評価事業(自己点検・評価、LibQUAL+)

1. 1990年代の国立大学においては自己点検・評価は実施されていたが、しだいにマンネリ化していった。
2. 設置基準大綱化、認証評価・法人評価の時代になって、図書館の主体的役割が学内で十分に評価されなくなっていった。「電子ジャーナル」で存在認知はあったが、教育、研究実施のための不可欠要素とは考えられていなかった。
3. ARLのLibQUAL+導入の試み(SERVQUAL(サービスの質の評価方法)の図書館サービス評価への応用。顧客期待度と実際経験とのギャップを測定) ⇒ 筑波大における研究、東北大、千葉大における試行、慶應義塾大学・丸善の企画 ⇒ 根付いていないといつてよい(参考: 佐藤義則: LibQUAL+™の展開と図書館サービスの品質評価, カレントアウェアネス, No 280, 2004.)

### 大学の自己評価における図書館の役割

1. 学習支援サービスは、一般的に「単位の実質化」「学習成果」「学習支援」に貢献するものであり、かつその貢献が期待されているが、それらを明示的に図書館に帰属させることはきわめて困難。⇒ 相当の努力が必要
2. 研究支援サービスは、資源確保にとどまってしまう可能性が高いが、研究評価サービスは、図書館の専門的技能の活用としては自然かもしれない。しかし、それを「嫌い」な教員は存在。
3. Thomson ReutersによるInCite。Elsevierの商品であるSciVal。この両者は、大学の(研究)評価(コンサルティング)を業務の一部としはじめている。もとねたは、かれらのデータベース(とくに、Elsevierの動向は重要。
4. 教育情報公表の観点からは、教員業績のかなりが、これらの出版側サービスで捕捉されていることを考慮すると図書館の寄与は可能 ⇒ Institutional Research
5. 図書館はほとんど唯一、学生が授業時間外で自主的に学習しつつも管理された空間であるという特性をもつ ⇒ 千葉大学アカデミック・リンク・センターによる調査研究(各種の定点観測プロジェクトとインタビュー等、とくに成績情報と接続した分析)
6. これらの業務は、利用者支援ではなく、大学経営支援であることから、大学図書館と大学との関係を考える際に重要なポイント。

### しかし、大学図書館の将来を考えるには評価の観点は不可欠

1. 「基準」が必要。基準は画一化をもたらすものではなく、コミュニティとしての共通理解を表現しているものであるはず。
2. 「指標」が必要。基準は、抽象的かつ専門的表現(ジャーゴン)を使って表現されがち(コミュニティとしての共通理解である以上、当然)。しかし、それでは、対学内的、対社会的責任をはたしえない。外部からも理解できるような(望むらくは)定量的な指標を設定し、目標を具体的に表現することによって達成の度合いを理解できるようにすることが説明を容易にする。

3. 「外部性」が必要。すでに多くの図書館で行なわれているように外部評価者による検証を行なう必要がある。